

○ 茨城県警察第二機動隊の編成等に関する訓令

昭和41年11月1日
本部訓令第14号

[沿革] 昭和44年4月本部訓令第6号、45年7月第12号、46年4月第7号、47年4月第7号、48年4月第15号、50年4月第9号、55年4月第8号改正

茨城県警察第二機動隊規程を次のように定める。
茨城県警察第二機動隊の編成等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県警察第二機動隊(以下「第二機動隊」という。)の編成及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 第二機動隊は、茨城県警察機動隊及び茨城県警察管区機動隊を補充する警備実施の中核部隊として、治安警備及び災害警備に当たることを任務とする。

(編成)

第3条 第二機動隊に、第二機動隊長、大隊長、中隊長、小隊長、分隊長及び隊員を置き、その編成は、警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定める。

(隊長等)

第4条 第二機動隊長及び大隊長は、警視の階級にある警察官のうちから本部長が指名するものとする。

2 中隊長以下の隊員(以下「隊員」という。)は、警察官のうちから所属長の上申に基づいて本部長が指名するものとする。

(上申基準)

第5条 所属長は、本部長が別に定める第二機動隊員差出区分表に基づき、原則として次の各号に掲げる基準により適任者を上申するものとする。

- (1) 年齢35歳未満の者。ただし、小隊長以上の者については、この限りではない。
- (2) 実務経験1年以上の者
- (3) 身体強健な者

2 所属長は、隊員に異動又は不適格な事由が生じたときは、その都度指名替えの上申をするものとする。

3 所属長は、前2項に定める上申をするときは、隊員名簿(別記様式第1号)により行うものとする。

(招集、出動)

第6条 本部長は、次の各号の一に該当する場合は、第二機動隊の招集、待機又は出動を命ず

るものとする。

(1) 第2条に定める任務を遂行するため必要があるとき。

(2) 教養訓練を実施するとき。

2 第二機動隊が出動したときは、当該警備本部長の指揮下に入るものとする。

(庶務)

第7条 第二機動隊の庶務は、警備課において行うものとする。

(教養訓練)

第8条 警備課長及び所属長は、別に定めるところにより第二機動隊の教養訓練を行わなければならない。

(隊員名簿)

第9条 警備課長及び所属長は、隊員名簿を備え、異動の都度整理しておくものとする。

(出動報告)

第10条 警備課長は、第二機動隊が出動したときは、出動報告(別記様式第2号)により本部長に報告するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和41年11月20日から施行する。

2 茨城県警察予備隊員規程(昭和37年茨城県警察本部訓令第14号)は廃止する。

附 則 (昭和44年4月1日本部訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年7月6日本部訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年4月28日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月19日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月24日本部訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年4月28日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和55年5月1日から施行する。